

第2章

計画のキャッチフレーズ と目標



計画のキャッチフレーズ

(キャッチフレーズ)

男女共同参画社会の実現

～共につくろうかめやまの未来～

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりがお互いの生き方や考え方を尊重しあう意識を共有することが必要となります。そのためには、学習、啓発活動、情報提供等の取り組みを通じて男女共同参画の理念を理解し、その考え方が全ての市民の共通認識となる必要があります。

理念の共有化が図られた土台の上で、あらゆる分野における男女共同参画を推進していくことが必要となります。家庭や地域などの身近なところでの男女共同参画への取り組みを促すとともに、働く場や政策・方針決定の場等での男女共同参画を促す積極的な取り組み等も必要となります。

男女共同参画社会は、新しい社会構造の前提となり基礎となるものです。したがって、家庭、地域、働く場、政策・方針決定の場等における男女共同参画を通じて、少子高齢化、国際化、地域におけるコミュニティの希薄化など、様々な分野における課題の解決に向けて男女が共に参画して取り組むことが必要です。このため、本計画のキャッチフレーズを「男女共同参画社会の実現～共につくろうかめやまの未来～」としています。



計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標

亀山市男女が生き生き輝く条例第3条の基本理念を踏まえて、次の6つの基本目標を掲げて施策を立案し、推進していきます。

【計画の基本目標】

I 男女共同参画社会を実現する意識づくり

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する各種啓発活動や情報提供を行うとともに、学校教育や生涯学習を通じた男女共同参画を推進し、子どものころからの理解の促進を図るとともに、市民一人ひとりの意識の深化に努めます。

II 働く場における男女共同参画の推進

企業等の雇用、農林業・商工業等の自営業など、あらゆる“働く場”において男女が対等に個性や能力を発揮して働ける環境の実現を目指します。

III 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

市の管理職、各種審議会委員等に女性を積極的に登用するとともに、あらゆる“政策・方針決定の場”における男女共同参画を推進します。また、人材の発掘、育成により委員等の充実に努めます。

IV ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」

仕事と生活の調和を図ることによって、多様な生き方が選択、実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるとともに、男性にとっての男女共同参画を進め、仕事と家庭及び地域生活との両立が図れる環境づくりに努めます。また、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援を充実します。

V 地域における男女共同参画の推進

地区コミュニティ、自治会など、地域における男女共同参画を推進するとともに、地域防災の取り組みにあたっては、被災・復興状況における女性を巡る諸課題を解決するための防災体制の確立を図ります。

VI 心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

男女の特質に応じた健康づくりへの支援をはじめ、配偶者等による女性、子どもへの暴力や虐待、またセクシュアル・ハラスメントなどへの対策を強化するとともに、生活困難者等への自立支援など、安心して暮らせる環境の実現を目指します。

2 計画の体系

キャッチフレーズ	基本目標	基本課題	基本施策
男女共同参画社会の実現 ～共につくりあゆむ未来～	Ⅰ 男女共同参画社会を実現する意識づくり	1 男女共同参画意識の普及 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	(1)性別による固定的役割分担意識の解消 (2)市民等への広報等による啓発の推進 (3)多様なメディアを活かした広報・啓発活動 (4)男女共同参画の視点に立った表現の浸透 (5)国際的な動きについての情報収集と提供 (1)学校、幼稚園、保育園等における男女共同参画学習の充実 (2)生涯を通じた多様な選択を可能にする学習機会の充実と情報提供
	Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進	1 女性の人材活用と均等な就労環境の確保	(1)農林業・商工業等の自営業における男女共同参画経営の推進 (2)就労の安定支援 (3)事業者、勤労者に対する啓発の充実 (4)男女の雇用の均等な機会と待遇の確保
	Ⅲ 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	(1)市の各種審議会委員等への女性の登用促進 (2)市の管理職への女性の登用推進 (3)市職員の意識啓発 (4)人材の発掘、育成、活用
	Ⅳ ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」	1 仕事と家庭及び地域生活の調和 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	(1)家庭における固定的性別役割分担意識の解消 (2)仕事と家庭及び地域生活の調和実現のための制度の充実 (3)就業体制の整備の充実 (4)男性にとっての男女共同参画の促進 (1)子育て支援の充実 (2)介護支援の充実
	Ⅴ 地域における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 地域防災における男女共同参画の促進	(1)地域活動における固定的性別役割分担意識の解消 (2)地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (3)地域活動への多様な人々の参画促進（居場所づくり） (1)防災分野での固定的性別役割分担意識の見直し (2)防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (3)災害時における男女差に応じた支援体制の確保
	Ⅵ 心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり	1 あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組 2 心身の健康と充実した暮らしの支援	(1)配偶者等からの暴力、虐待防止及び被害者対策の充実 (2)セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の防止対策の推進 (3)女性、子どもに対する暴力の社会的認識の浸透 (1)健康管理・保持・増進に関する支援及び情報提供 (2)妊娠・出産期の健康管理等の支援 (3)思春期、更年期の健康管理等の支援、母子保健の充実 (4)自立のための生活支援
	計画を推進する体制づくり	≪基本施策≫ (1) 市の推進体制の整備、充実 (2) 計画の評価と進行管理体制の整備と周知 (3) 市民、事業者、各種活動団体、教育等関係機関に携わる者との相互連携 (4) 男女共同参画に対する相談・苦情への対応 (5) 国、他市町及び関係機関との連携	